

大学改革推進等補助金交付要綱

平成16年4月1日

文部科学大臣決定

(通則)

第1条 大学改革推進等補助金(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において、大学等の教職員が行う主として教育改革を推進するための事業に必要な経費を補助することにより、我が国の高等教育の活性化及び高度な人材育成に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、それぞれ当該各号に掲げる補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

一 大学等の教職員による主として教育改革を推進するために行う事業(以下「大学改革推進事業」という。) 大学改革推進経費

二 大学改革推進事業の選定に係る審査・評価、公表等に関する事業(以下「審査・評価、公表等事業」という。) 審査・評価、公表等経費

2 次の各号に掲げる補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 大学改革推進事業 大学改革推進事業の代表者である大学等の長及び事業を推進する教職員

二 審査・評価、公表等事業 財団法人大学基準協会(以下「基準協会」という。)

3 補助対象経費は、設備備品費、旅費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費とする。

4 第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により大学改革推進経費の交付の決定が取り消された補助事業(以下「交付決定取消事業」という。)を行った補助事業者のうち、法第11条第1項の規定に違反する行為を行った者が行う大学

改革推進事業については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

- 一 当該者が法第11条第1項の規定に違反して、第13条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合 第13条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度から2年間
- 二 当該者が法第11条第1項の規定に違反して、第13条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合 第13条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度から2年以上5年以内の間で補助金の他の用途への使用の内容を勘案して相当と認められる期間

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式1、2)を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費区分ごとに配分された額の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式3、4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額及び各補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
- 二 大学改革推進経費について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費の額を、100万円又は補助金の交付決定額の30%に相当する額

のいずれか高い額以内で増減する場合

三 審査・評価、公表等経費について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費の額を補助金の交付決定額の20%に相当する額以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5、6)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式7、8)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式9、10、11、12)を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第 1 3 条 大臣は、第 8 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により第 5 条の交付の決定の取消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(知的財産権の報告)

第 1 4 条 大学改革推進事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書 (様式 1 3) を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 1 5 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」という。) については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、大臣は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 1 6 条 取得財産等のうち令第 1 3 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円を超える機械及び重要な器

具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式14、15)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(審査・評価結果の報告)

第18条 基準協会は、補助事業により審査・評価を行ったときは、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならない。

(事業結果報告書)

第19条 補助事業者は、当該全事業を完了したときは、大臣が別に定める期日までに、事業結果報告書を大臣に提出しなければならない。

(報告の公表)

第20条 大臣は、第10条、第11条及び前条の報告の全部又は一部を公表することができる。

(審査・評価の実施細目)

第21条 基準協会は、補助事業における審査・評価の実施細目について定めなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所属大学等の 本部の所在地	〒
所属大学等名	
職 名 フリガナ 氏 名	(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費) 交付申請書

大学改革推進等補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費) の交付を申請します。

プログラム名称	事業名称	
	事業の期間	平成 年度 ~ 平成 年度

事業推進担当者 計 名

フリガナ 氏 名 (年齢)	所属部局・職名	役割分担 (本年度の補助事業実施計画における分担事項) 等
(推進責任者)		

フリガナ 会計事務担当者	所属部局・職名	連絡先 (電話番号、FAX 番号、e-mail アドレス等)

様式 1 - 2 (第 4 条関係)

補助事業の目的			
(全体)			
(本年度)			
本年度の補助事業実施計画			
補助金額			
	経費区分	金額(千円)	積算内訳
補助 対象 経 費	設備備品費		
	旅費		
	人件費		
	事業推進費		
	その他		
	合計		

様式 2 (第 4 条関係)

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) 交付申請書

財団法人大学基準協会寄付行為第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり補助事業を実施します。
ついては、下記のとおり補助金を交付して下さるよう、大学改革推進等補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき申請します。

記

国庫補助金交付申請額

円

大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) 額

経費区分		金額(千円)	積算内訳
補 助 対 象 経 費	設備備品費		
	旅費		
	人件費		
	事業推進費		
	その他		
合 計			

事業目的

事業計画

年 月 日

文部科学大臣 殿

所属大学等名

職名・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）
事業内容等変更承認申請書

平成 年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）について、事業内容を変更したいので、大学改革推進等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1．プログラム名称
- 2．事業名称
- 3．事業の期間
- 4．推進責任者名（所属部局・職名）
- 5．交付決定額
- 6．変更の内容
- 7．変更の理由
- 8．その他

様式 4 (第 7 条第 1 項関係)

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費)
事業内容等変更承認申請書

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) について、事業内容を変更
したいので、大学改革推進等補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 . 交付決定額
- 2 . 変更の内容
- 3 . 変更の理由
- 4 . その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

所属大学等名
職名・氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費)
に係る事業の中止 (廃止) 承認申請書

平成 年度大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費) について、事業を中止 (廃止) したいので、大学改革推進等補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. プログラム名称
2. 事業名称
3. 事業の期間
4. 推進責任者名 (所属部局・職名)
5. 事業期間中の補助金交付 (予定) 金額

交付年度	年度	年度	年度	年度
交付 (予定) 金額 (千円)				

6. 本年度の補助金使用状況
交付決定額
支出済額 (利息額含む)
未使用額 (返還金額)
7. 事業中止 (廃止) の発生年月日及びその理由
8. 事業の中止 (廃止) 後講ずる措置
9. その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費)
に係る事業の中止 (廃止) 承認申請書

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) について、事業を中止 (廃止) したいので、大学改革推進等補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 . 本年度の補助金使用状況
交付決定額
支出済額 (利息額含む)
未使用額 (返還金額)
- 2 . 事業中止 (廃止) の発生日及びその理由
- 3 . 事業の中止 (廃止) 後講ずる措置
- 4 . その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

所属大学等名
職名・氏名(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)に係る事業遅延届

平成 年度大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)に係る事業の遅延について、大学改革推進等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プログラム名称
2. 事業名称
3. 事業の期間
4. 推進責任者名(所属部局・職名)
5. 補助事業の内容及び進捗状況
6. 遅延理由
7. 遅延に対して講じた措置
8. その他

様式 8 (第 9 条関係)

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) に係る事業遅延届

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) に係る事業の遅延について、
大学改革推進等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 . 補助事業の内容及び進捗状況
- 2 . 遅延理由
- 3 . 遅延に対して講じた措置
- 4 . その他

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所属大学等の 本部の所在地	〒
所属大学等名	
職 名 フリガナ 氏 名	(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費) 実績報告書
(収 支 決 算 報 告 書)

プログラム名称	事業名称	
	事業の期間	平成 年度 ~ 平成 年度

事業推進担当者 計 名		
フリガナ 氏 名 (年齢)	所 属 部 局 ・ 職 名	役割分担 (本年度の補助事業実施計画における分担事項) 等
(推進責任者)		

フリガナ 会計事務担当者	所 属 部 局 ・ 職 名	連絡先 (電話番号、FAX番号、e-mailアドレス等)

様式 9 - 2 (第 1 1 条 第 1 項 関 係)

費 目 別 収 支 決 算 表

経 費 区 分		交 付 決 定 額		実 支 出 額		備 考
		金 額 (千 円)	積 算 内 訳	金 額 (円)	内 訳	
補 助 対 象 経 費	設 備 備 品 費					
	旅 費					
	人 件 費					
	事 業 推 進 費					
	そ の 他					
合 計						

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所属大学等の 本部の所在地	〒
所属大学等名	
職 名 フリガナ 氏 名	(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (大学改革推進経費) 実績報告書
(補助事業実績報告書)

プログラム名称	事業名称		
	事業の期間	平成 年度 ~ 平成 年度	

事業推進担当者 計 名

フリガナ 氏 名 (年齢)	所 属 部 局 ・ 職 名	役割分担 (本年度の補助事業実施計画における分担事項) 等
(推進責任者)		

補助金交付額

千円

補助事業実績の概要

補助事業に係る具体的な成果

(注) 交付申請書の「補助事業の目的」、「本年度の補助事業実施計画」と対応させて分かりやすく記入すること。

様式 11 (第 11 条第 1 項関係)

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) 実績報告書
(収 支 決 算 報 告 書)

平成 年度大学改革推進等補助金 (審査・評価、公表等経費) について、大学改革推進等補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

費 目 別 収 支 決 算 表

経 費 区 分		交 付 決 定 額		実 支 出 額		備 考
		金額 (千円)	積 算 内 訳	金額 (円)	内 訳	
補 助 対 象 経 費	設備備品費					
	旅費					
	人件費					
	事業推進費					
	その他					
合 計						

様式 12 (第 11 条第 1 項関係)

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会

会 長 名

(記名押印又は署名)

平成 年度大学改革推進等補助金(審査・評価、公表等経費)実績報告書
(審査・評価、公表等実績報告書)

平成 年度大学改革推進等補助金(審査・評価、公表等経費)について、大学改革推進等補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

審査・評価、公表等実績の概要

審査・評価、公表等に係る具体的な成果

補助金交付額

千円

年 月 日

文部科学大臣 殿

所属大学等名
職名・氏名(記名押印・又は署名)

大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)に係る知的財産権報告書

大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)による事業で得られた成果に係る知的財産権について、大学改革推進等補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プログラム名称
2. 事業名称
3. 事業の期間
4. 推進責任者名(所属部局・職名)
5. 事業期間中の補助金交付(予定)金額

交付年度	年度	年度	年度	年度
交付(予定)金額 (千円)				

6. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

7. その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

所属大学等名
職名・氏名(記名押印又は署名)

大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)に係る財産処分承認申請書

大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)に係る財産処分について、大学改革推進等補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. プログラム名称
2. 事業名称
3. 事業の期間
4. 推進責任者名(所属部局・職名)
5. 事業期間中の補助金交付(予定)金額

交付年度	年度	年度	年度	年度
交付(予定)金額 (千円)				

6. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得時の価格	取得年月日	処分内容

7. 処分の理由及び処分予定年月日
8. 処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的)
9. 処分の条件
10. その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

財団法人大学基準協会
会 長 名
(記名押印又は署名)

大学改革推進等補助金(審査・評価、公表等経費)に係る財産処分承認申請書

大学改革推進等補助金(審査・評価、公表等経費)に係る財産処分について、大学改革推進等補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 今年度までの補助金交付状況

交付年度	年度	年度	年度	年度
交付(予定)金額 (千円)				

2. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得時の価格	取得年月日	処 分 内 容

3. 処分の理由及び処分予定年月日

4. 処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的)

5. 処分の条件

6. その他